

議案第 84 号

墨田区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区組織条例の一部を改正する条例

墨田区組織条例（昭和 52 年墨田区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条企画経営室の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 財産の管理に関すること。

第 4 条総務部の項第 4 号中「、財産の管理」を削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

財産の取得、管理、処分等と公共施設等のマネジメントを一体的に管理し、効果的な政策立案及び財政運営を行うため、区長部局の組織の事務分掌を改める必要がある。